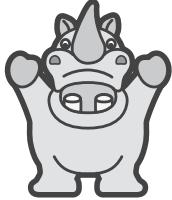


# 更新募集のご案内

(保障開始) 平成30年1月1日

お手続き期間 平成29年5月下旬～8月上旬(予定)



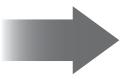
共済生活保険は、共済組合員の相互扶助制度として平成29年1月1日更新時現在28,000名を超える組合員にご加入いただいております。現在ご加入されていない方や保障の見直しを考えている方は、是非この機会にご検討ください。

## ●退職後も団体扱にて継続可能です。

7Lプランサポート 80歳 入院援助金 69歳 入院保障プラン 69歳  
退職後継続保障制度 70歳 重病克服支援制度 70歳

## 制度のしくみ (7Lプラン・7Lプランサポート・入院援助金)

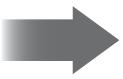
皆様から  
いただいた  
保険料



万が一のことがあった組合員へ日々の生活費をお支払いします。



1年ごとに収支計算を行い、剩余金が生じた場合は配当金としてお支払いする仕組みとなっています。なお配当率はお支払時期の前年度決算により決定しますので、**将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません**。



運営資金

平成28年配当率

※配当金は毎年全員口座に送金されます。

**7Lプラン:約44.0%**

**7Lプランサポート:約50.7%**

**入院援助金:約43.7%**

制度発足  
3年目!!

## 長期療養収入補償制度

病気やケガにより免責期間90日を超えて就業障害が継続した場合、5年または60歳を限度に保険金をお支払いします。  
(55歳～64歳の方は3年が限度)

- 所定の精神障害による就業障害の際も補償されます。  
(60ヶ月を限度に補償。55歳～64歳の方は3年が限度)
- 退職後継続はできません。 → 配当金はありません。

【対象】組合員

平成27年の募集より「重病克服支援制度」の給付範囲が拡大する特約を導入しました!!(制度発足3年目です)

### ◎7大疾病保障特約

### ◎がん・上皮内新生物保障特約

#### 7大疾病

##### 3大疾病

悪性新生物  
(がん)※1  
急性心筋梗塞  
脳卒中

##### 4疾病

重度の高血圧性  
疾患※2  
慢性腎不全  
重度の糖尿病  
肝硬変

#### 上皮内がん

上皮内新生物  
悪性新生物  
(がん)※3

## 重病克服支援制度

新特約により  
給付範囲拡大!!

がんと診断確定されたとき、または  
急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態にな  
らされたとき、もしくは所定の手術を受けられたとき、  
治療費として一時金が給付されます。

- 保険料率は新規加入時から変わりません。
- 配当金はありません。
- 退職後も団体扱のまま継続が可能です。(70歳まで)
- 7大疾病保障特約を付加することで従来の3大疾  
病に加え、左記の4疾病も保障されます。【保障  
範囲の拡大】
- がん・上皮内新生物保障特約を付加することで  
上皮内新生物も保障されます。【保障範囲の拡大】

【対象】組合員とその配偶者

※退職後継続の場合、保険料は口座振替で払い込みいただきます。

詳細につきましては共済だより6月号及び後日配布されるパンフレットをご参照ください。

※1 悪性新生物(がん)には、悪性黒色腫以外の皮膚がんや上皮内新生物を含みません。

※2 高血圧性網膜症を指します。

※3 悪性新生物(がん)には、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含みます。

## 7L プラン(セブン・ライフ・プラン)

7L プランは、現職中の死亡・高度障害時に、遺族共済年金・障害年金の上乗せとして、長期間にわたって月々の生活費を給付します。

→ 7L プランは、年齢ごとに受取金額・受取期間が異なります。受取金額は年々遞増し、長期間にわたって給付されます。

【対象】組合員および配偶者・こども  
※但し、こどもの保障は一時金のみ

## 入院援助金

入院援助金は、病気、ケガの入院をした場合、継続した入院の5日目～124日目までを給付します。

→ 日額は本人、配偶者は3,000円・5,000円・10,000円コース、こどもは3,000円・5,000円コースが選択可能です。

→ 退職後も団体扱のまま継続が可能です。(69歳まで)

【対象】組合員とその配偶者・こども  
※退職後継続の場合、保険料は口座振替で払い込みいただきます。

## 7L プランサポート

7L プランサポートは、現職中の死亡・高度障害時に、一時金もしくは年金形式で給付します。

→ 在職中から退職後80歳まで、死亡・高度障害時の保障を継続することができます。

→ 7L プラン同様配当金があります。(7L 同様剩余金が生じた場合)

→ 退職後も団体扱のまま継続が可能です。(80歳まで)

【対象】組合員とその配偶者

※退職後継続の場合、保険料は口座振替で払い込みいただきます。

## 退職後継続保障制度

在職中から退職後70歳まで、死亡・高度障害時の保障を継続することができます。

→ 保険料率は新規加入時から変わりません。

→ 配当金はありません。

→ 退職後も団体扱のまま継続が可能です。(70歳まで)

【対象】組合員とその配偶者  
※退職後継続の場合、保険料は口座振替で払い込みいただきます。

## 入院保障プラン

入院保障プランは、病気、ケガの1泊2日以上の入院をした場合、継続した入院の1日目～365日目までを給付します。また、その他、手術等の給付もあります。

→ 日額は本人、配偶者ともに5,000円のみ。また、三大疾病の場合は日額10,000円になります。

→ 退職後も団体扱のまま継続が可能です。(69歳まで)

【対象】組合員とその配偶者

※退職後継続の場合、保険料は口座振替で払い込みいただきます。

## M・F・E プラン

在職中に積み立てた掛金を退職後、年金にあてていただける制度です。

→ 受取方法は年金の他に一時金又は、一時払退職後終身保険に転換することも可能です。

【対象】組合員

## 訴訟費用保険

被保険者が地方公共団体の職員としての業務につき行った行為に起因して保険期間中に住民訴訟または被保険者に対する民事訴訟がなされたことにより、被保険者が損害を被った場合に損害賠償や争訟費用がお支払の対象になります。

→ 配当金はありません。

【対象】組合員

※記載の年齢はすべて保険年齢です。 (例) 保険年齢40歳=平成30年1月1日現在39歳6ヶ月を超え40歳6ヶ月まで

## 今後の流れ(予定)

### 時 期

### 内 容

5月中旬

制度概要チラシ(説明希望票付)の配布

5月下旬

推進スタート(所属所により推進日程は異なります)

6月中旬～

今年度の制度概要がホームページにアップされます。

8月上旬頃

申込書締切(締切日の確定は4月上旬になります)



詳細につきましては共済だより6月号及び後日配布されるパンフレットをご参照ください。

お問い合わせ先 福祉課 ☎048-822-3305